

平成28年度第1回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：平成28年6月14日（火）
午後1時30分～（午後3時終了予定）
場 所：本庄市役所（2階）職員厚生室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 顧問及び監査委員の選任

5. 協議事項等 設置要綱の一部改正、及び会議録の作成について

設置要綱

6. 報告事項

（1）利用状況の推移

報告事項

7. 議 事

（1）平成27年度 事業報告及び歳入歳出決算について

資料1

（2）平成28年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

資料2

（3）平成29年度 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料3

（4）報告及び今後の取組みについて（各運行事業者）

資料4

（5）運行計画の見直し等について

資料5

（6）本庄市の交通政策における中期的な検討課題について

資料6

8. 閉 会

本庄市交通政策協議会委員名簿

第3条関係	選出区分	職名	氏名
1号委員	本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長	奥田 謁夫
2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	朝日自動車(株) 常務取締役	高橋 直樹
		国際十王交通(株) 伊勢崎営業所 所長	山岸 晃
3号委員	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	鶴岡 洋
		本庄観光(株) 代表取締役	山田 三二
4号委員	一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	武蔵観光(株) 総務部長	家内 知宣
		本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
5号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事	高原 昭
		朝日自動車労働組合 執行委員長	中村 仁
6号委員	住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会 理事	飯塚 庸雄
		本庄市老人クラブ連合会 会長	須藤 成光
		本庄商工会議所 事務局長	田中 一成
		児玉商工会 会長	江原 貞治
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
7号委員	本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課 課長	金子 隆
8号委員	児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課 課長	堀口 晴幸
9号委員	国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	能勢 一幸
10号委員	関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	古屋 仁
11号委員	国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	国土交通省関東地方整備局建政部 都市整備課 課長	川崎 周太郎
12号委員	道路管理者(国道)	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 所長	鹿野 豊
	道路管理者(県道)	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部 部長	木村 良雄
13号委員	学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学 名誉教授	浅野 光行
		本庄市議会議員	林 富司

本庄市交通政策協議会設置要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)第2条第1項第1号に規定する生活交通ネットワーク計画(以下「生活交通ネットワーク計画」という。)の策定及び変更に係る協議に関する事。</p> <p>(3) <u>生活交通ネットワーク計画</u>に位置付けられた事業の実施の調整に関する事。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u> _____とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月20日 告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)第2条第1項第1号に規定する<u>生活交通確保維持改善計画</u>(以下「生活交通確保維持改善計画」という。)の策定及び変更に係る協議に関する事。</p> <p>(3) <u>生活交通確保維持改善計画</u>に位置付けられた事業の実施の調整に関する事。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 略</p>

第5条～第14条 略
附 則
略

第5条～第14条 略
附 則
略

本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者

- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
 - (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
 - (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
 - (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
 - (12) 道路管理者
 - (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1名ずつ置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 第3条第2項第1号の者
 - (2) 顧問 第3条第2項第13号の者の中から会長が選任するもの
- 2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
 - 3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。
- (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

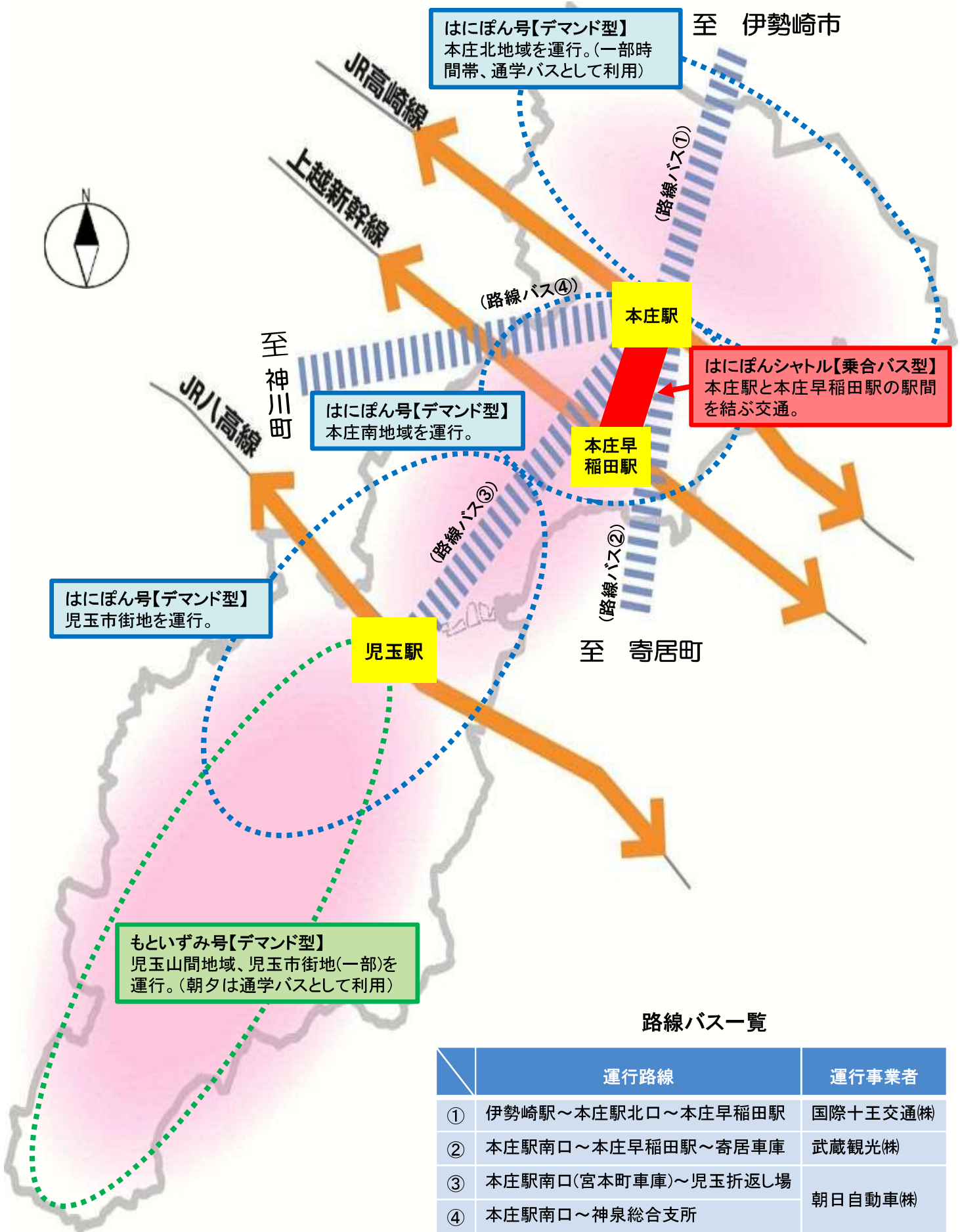
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

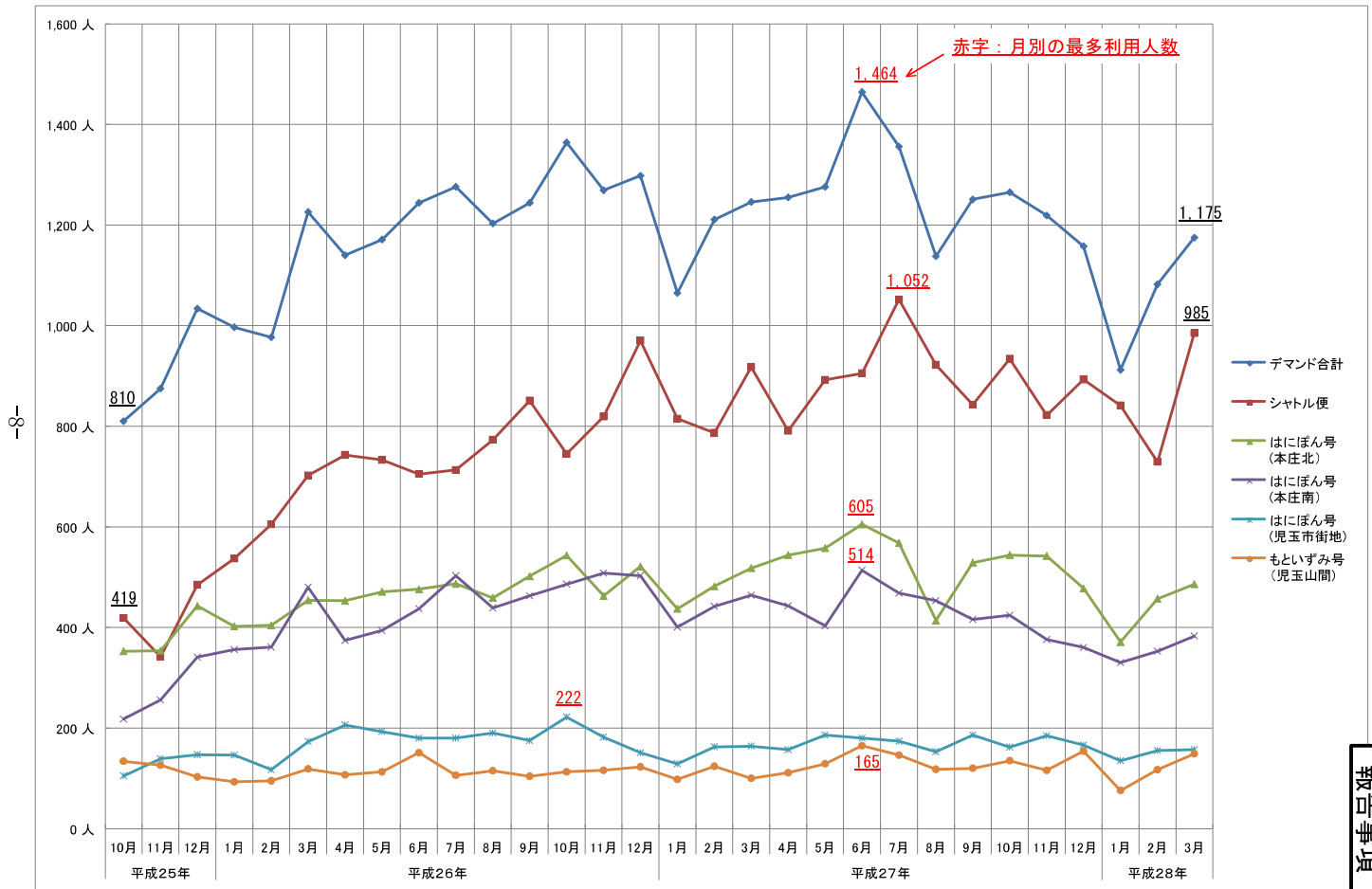
市内公共交通の概要



路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅	国際十王交通(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	武蔵観光(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～児玉折返し場	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）・シャトル便 利用状況



デマンド交通・シャトル便 利用者数

①. デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

	平成27年										平成28年			合計	参考 (前年同期)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
運行日数	25日	23日	26日	26日	26日	23日	26日	23日	23日	23日	24日	26日	294日	293日		
はにぼん号 (本庄北)	544	558	605	568	414	529	544	542	478	371	457	486	6,096	5,812	4.9%	
	21.8	24.3	23.3	21.8	15.9	23.0	20.9	23.6	20.8	16.1	19.0	18.7	20.7	19.8	4.7%	
はにぼん号 (本庄南)	443	403	514	468	453	416	424	376	360	330	353	383	4,923	5,414	-9.1%	
	17.7	17.5	19.8	18.0	17.4	18.1	16.3	16.3	15.7	14.3	14.7	14.7	16.7	18.5	-9.5%	
はにぼん号 (児玉市街地)	157	186	180	174	153	186	162	185	166	135	155	157	1,996	2,135	-6.5%	
	6.3	8.1	6.9	6.7	5.9	8.1	6.2	8.0	7.2	5.9	6.5	6.0	6.8	7.3	-7.0%	
もといずみ号 (児玉山間)	111	129	165	146	118	120	135	116	154	76	117	149	1,536	1,370	12.1%	
	4.4	5.6	6.3	5.6	4.5	5.2	5.2	5.0	6.7	3.3	4.9	5.7	5.2	4.7	11.2%	
市内合計	1,255	1,276	1,464	1,356	1,138	1,251	1,265	1,219	1,158	912	1,082	1,175	14,551	14,731	-1.2%	
	50.2	55.5	56.3	52.2	43.8	54.4	48.7	53.0	50.3	39.7	45.1	45.2	49.5	50.3	-1.6%	

(単位:人)

②. シャトル便(はにぼんシャトル) 利用者数

	平成27年										平成28年			合計	参考 (前年同期)	前年比
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
運行日数	30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	29日	31日	366日	365日		
シャトル便	791	892	905	1,052	922	843	934	822	893	841	729	985	10,609	9,572	10.8%	
	26.4	28.8	30.2	33.9	29.7	28.1	30.1	27.4	28.8	27.1	25.1	31.8	29.0	26.2	10.6%	

(単位:人)

平成 27 年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

平成 27 年	5 月 26 日(火) 本庄市役所 職員厚生室	○平成 27 年度第 1 回 本庄市交通政策協議会 <u>報告事項</u> ・市内公共交通の概要、利用状況、PR 事業の報告 <u>議 事</u> ・平成 26 年度 事業報告及び歳入歳出決算について ・平成 27 年度 事業計画及び歳入歳出予算について ・平成 28 年度 生活交通確保維持改善計画について
	10 月 1 日(木) ～30 日(金)	○はにぼん号・もといずみ号 & はにぼんシャトル 運行 2 周年記念キャンペーン →市の広報誌上で PR を兼ねたクイズを実施。正解者のうち 10 名に記念品(回数乗車券)を贈呈。 【内 訳】 ・応募人数：31 名(男性 7 名、女性 24 名) / 正解者 26 名 ・応募方法：ハガキ 19 名、電子メール 12 名 ・年 齢：最年長 82 歳、最年少 1 歳
	11 月 17 日(火) 太駄公会堂	○もといずみ号 説明+質問会 →「ふれあいサロン山びこ会」の中で実施。参加者:18 名
平成 28 年	1 月 8 日(木)	○平成 27 年度第 2 回本庄市交通政策協議会(書面協議) <u>協議事項</u> ・平成 27 年度 生活交通確保維持改善計画事業評価につ いて
	3 月 1 日(火)	○「はにぼん号・もといずみ号利用ガイド」発行 →停留所の情報等を更新した最新版を市内全戸に配布。 (4 月 1 日発行「本庄市くらしのガイドブック」の地図に、 はにぼん号、もといずみ号、はにぼんシャトル、及び路 線バスの全ての停留所を掲載。)
	3 月 22 日(火) ～4 月 1 日(金)	○シャトル便利用者アンケート調査(本庄観光株) →アンケートとともに、シャトル便の携帯時刻表を入れたポ ケットティッシュ(本庄市交通政策協議会で購入)を配布。 回収件数：96 件

平成27年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	収入済額	比較	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
2 交付金	1 交付金	1 交付金	185,000	185,000	0	・本庄市交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	18	▲ 982	・預金利子
合 計			186,000	185,018	▲ 982	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	支出済額	不用額	説明
1 事務費	1 会議費	1 会議費	85,000	26,560	58,440	・旅費
	2 事務費	1 事務費	101,000	79,633	21,367	・需用費 ・役務費
合 計			186,000	106,193	79,807	

収入済額	185,018
支出済額	106,193
差引残額	78,825
市への返戻額	78,825
差引残高	0

会計監査報告


平成27年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき監査を実施したところ、計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。

平成28年3月31日

監査委員

林啓司 

監査委員

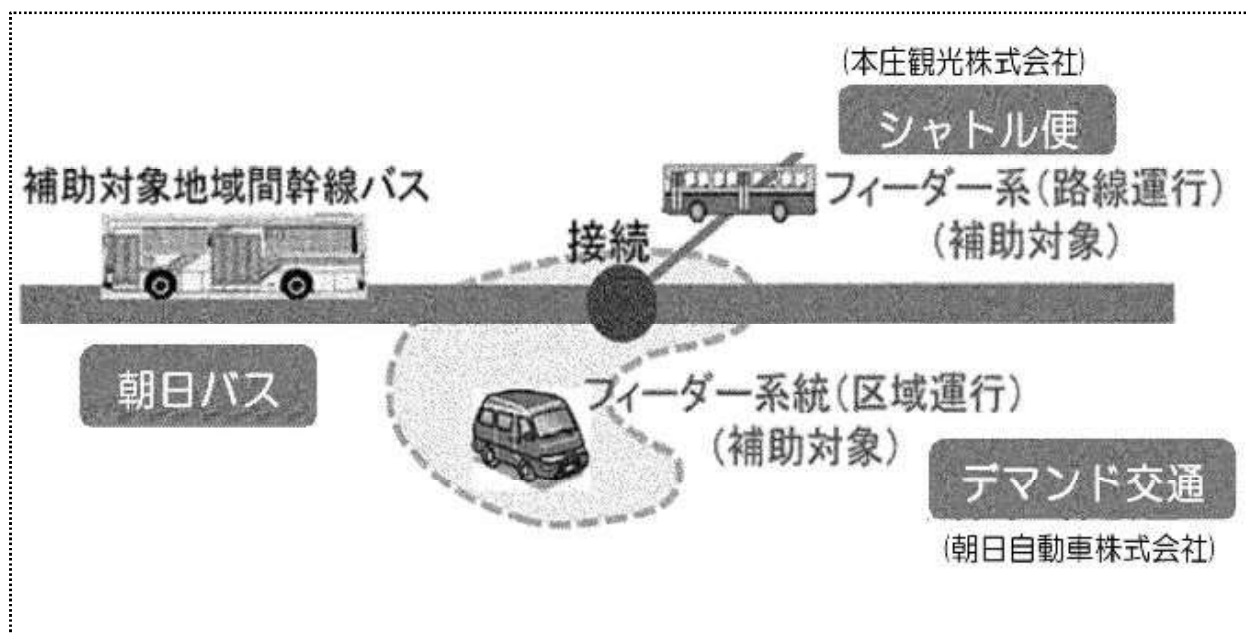
田中一成 

平成 28 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画 (案)

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

○地域内フィーダー計画 (デマンド交通、シャトル便/下図参照) の策定。

【対象期間：平成 29～31 年度】 ⇒ 本日の議事 (3)



*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

○平成 28 年度計画【運行期間：平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

⇒本日の議事 (4)、(5)

3. 協議会スケジュール

○平成 28 年 6 月 14 日(平成 28 年度第 1 回協議会、本日開催)

○平成 29 年 1 月上旬 (平成 28 年度計画の事業評価等を実施)

※. 上記スケジュールに限らず、必要に応じて開催します。

平成28年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

1 歳入

単位：千円

款	項	目	予算額	説明
1	補助金	1 補助金	0	
2	交付金	1 交付金	182	・本庄市交付金
3	繰越金	1 繰越金	0	
4	諸収入	1 諸収入	1	・預金利子
合 計			183	

2 歳出

単位：千円

款	項	目	予算額	説明
1	事務費	1 会議費	83	・会議開催費用
		2 事務費	100	・事務用品購入 ・切手代 ・PR物品の購入
合 計			183	

【地域内フィーダー系統確保維持事業】

計画対象期間：平成29～31年度

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

【必要性】

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

①利用実績値の向上

	現 状 (H27.4~H28.3)		平成29年度目標値
本庄シャトル便	10,609人/年 28.9人/日(366日)	⇒	11,000人/年 30.1人/日(365日)
デマンド交通 (4区域計)	14,551人/年 49.4人/日(294日)	⇒	16,000人/年 54.6人/日(293日)
地域間幹線系統*	363,470人/年 (前年度比：15.5%増)	⇒	前年度対比で増加

※「本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場」、「本庄駅南口～神泉総合支所」

②運行サービスに対する利用者満足度の向上

	現 状*		平成29年度目標値
本庄シャトル便	満 足：54.7% 不満足：4.7%	⇒	満 足：70%以上 不満足：現状より減少
デマンド交通	満 足：54.6% 不満足：9.8%	⇒	満 足：70%以上 不満足：現状より減少

※現状の数値は、平成26年6月～8月に実施した利用者アンケート調査の結果に拠る。

【効果】

デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者**①【本庄シャトル便】乗合バス型定期路線運行**

- ・運行日：年間 365 日
- ・運行時間：午前 9 時(始発)～午後 6 時 30 分(終発)
- ・運行区域等：本庄駅南口～本庄早稲田駅間、13.5 往復/日、停留所 8 箇所
- ・運行予定者：本庄観光株式会社
- ・愛称：はにぼんシャトル

②【デマンド交通】デマンド型（区域）運行

- ・運行日：月曜日～土曜日(日曜日・休日・12月29日～1月3日は運休)
- ・運行時間等：午前 8 時～午後 5 時
- ・運行区域等：本庄北地域、本庄南地域、児玉市街地、児玉山間地域の 4 区域。
停留所 400 箇所(平成 28 年 4 月 1 日現在)
- ・運行予定者：朝日自動車株式会社
- ・愛称：はにぼん号(本庄北、本庄南、児玉市街地)、もといずみ号(児玉山間)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

	費用総額 A	経常収益見込額 B	国庫補助金見込額 C	負担額 A-(B+C)	負担者
本庄シャトル便	10,267 千円	1,842 千円	1,732 千円	6,693 千円	本庄市
デマンド交通	25,714 千円	3,352 千円	4,596 千円	17,766 千円	本庄市

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・本庄観光株式会社
- ・朝日自動車株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表 5 のとおり。

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。
- ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。
- ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。
- ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。
- ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。
- ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。
(平成 24 年 3 月から昨年度末までに、協議会を計 15 回開催。)

8. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施
 - ・目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計
- (2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施
 - ・駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取
- (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施
 - ・提出された意見：6 件（1 人）
- (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施
 - ・2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
 - ・児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人

⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。
- (5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施
 - ①市民アンケート：郵送により実施
 - ②利用者アンケート：インタビュー形式により実施

⇒実証運行期間(平成 25 年 10 月から 1 年間)の検証を行い、改善の取組みに反映。
- (6) シャトル便 利用者アンケート調査／平成 28 年 3 月実施

⇒今後の運行に反映。

9. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車(株)、国際十王交通(株)、 (一社)埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株)、武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、 (一社)埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部都市整備課
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、 埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、 本庄市議会議員

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	本庄市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,462
交通不便地域	779

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
779	本泉地区	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
36,462	対象人口(36,462)×150円×0.7(※)+250万円	6,328千円

※財政力指数に基づく補正係数。本庄市は<財政力指数0.5以上1.0未満>に該当。

(1)記載要領

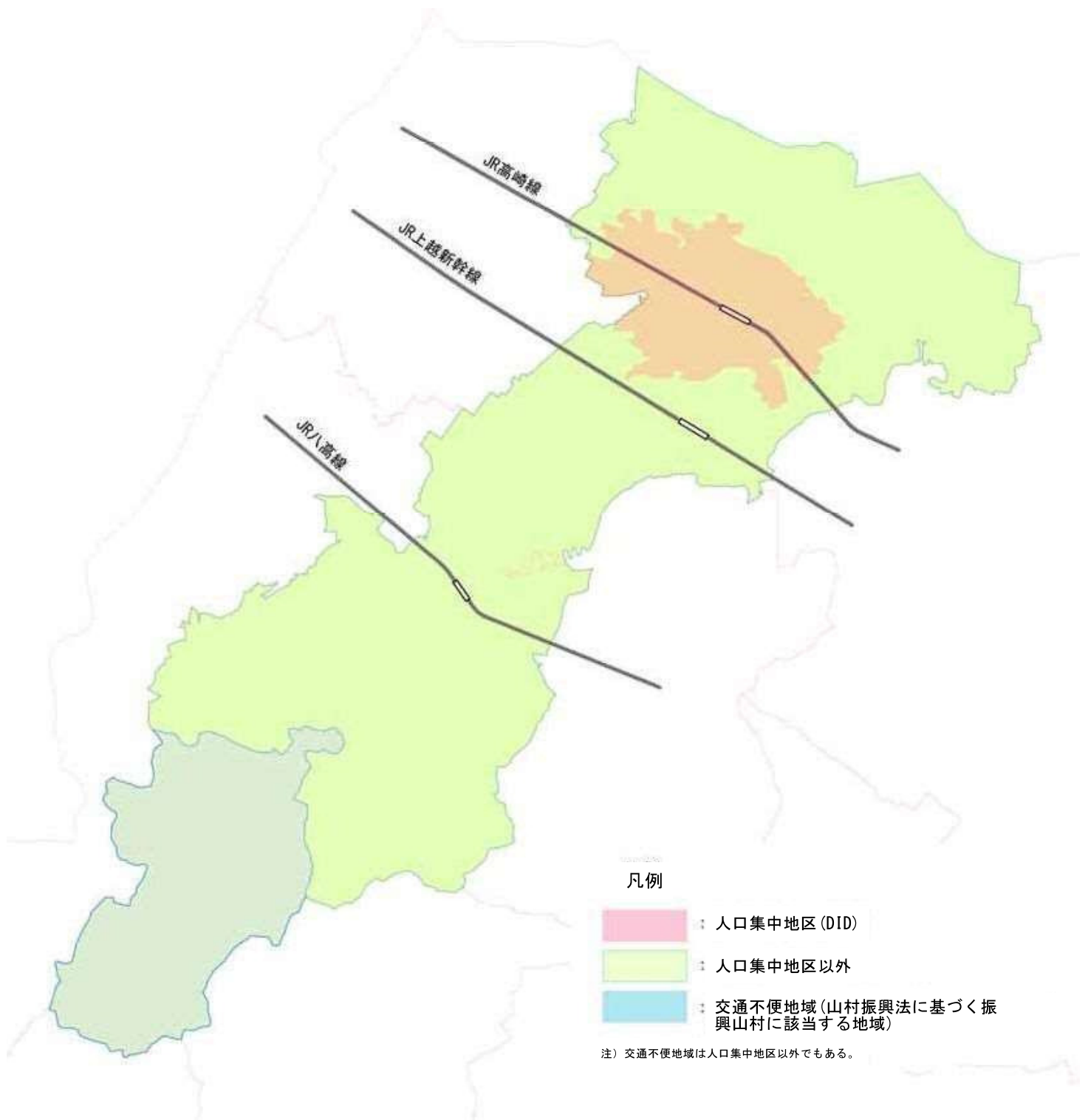
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付図面

人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況



報告及び今後の取組みについて

1. シャトル便（本庄観光株式会社）

○報 告

- ・ 運転士の再教育の実施について
- ・ 利用者アンケートの実施について
- ・ 本庄駅南口の路上駐車への対応について
- ・ 乗車証明の発行について

○今後の取組みについて

- ・ 利用者アンケートの実施
- ・ 生活交通確保維持改善計画で設定された目標の達成
- ・ 安全運転の徹底

○その他

- ・ J R 高崎線籠原駅の火災事故等について

2. デマンド交通（朝日自動車株式会社）

○報 告

- ・ 専属オペレーターの採用について
- ・ 職員の社内教育、外部講習会の実施について
- ・ 電話混雑時の自動音声案内
- ・ 領収書の発行について

○今後の取組みについて

- ・ 利用者アンケートの実施
- ・ 生活交通確保維持改善計画で設定された目標の達成
- ・ 安全運転の徹底

はにぼんシャトル アンケート集計

アンケート実施期間：3月22日 ～ 4月1日（計96名）

1. シャトルバスを何でお知りになりましたか？
 - 1) 広報で知る 33人
 - 2) 市内の走行をみて 29人
 - 3) その他 34人(インターネット 駅の案内 知人 病院 携帯アプリ
タクシーの運転手等)
2. シャトルバスを一週間に何回位ご利用になりますか？
 - 1) 1回～2回 25人
 - 2) 3回～4回 5人
 - 3) 5回～6回 0人
 - 4) 毎日 1人
 - 5) その他 63人(月1回 月2～3回 初めて 出張で 観光で等)
3. 定期券があれば利用したいと思いますか？
 - 1) 利用したいと思う 21人
 - 2) 利用したいと思わない 41人
 - 3) その他 27人(使用回数が少ない 時間帯が合わない等)
4. 乗務員の対応は、いかがでしょうか？
 - 1) 非常に満足 52人
 - 2) 満足 28人
 - 3) 普通 10人
 - 4) 不満 0人
 - 5) 非常に不満 1人
 - 6) 5)を選んだ方、理由を教えてください（態度が気になる人もいるが、非常に良い人もいる）
5. また利用したいと思いますか？
 - 1) はい 89人
 - 2) いいえ 0人
 - 3) どちらともいえない 3人
 - 4) その他 0人
 - 5) 2を選んだ方、理由を教えてください
6. 現在、または今後期待されるサービスやご意見がありましたらお願い致します。
 - ・増便の希望
 - ・運行時間の拡大（午前7・8時から午後9時頃まで等）
 - ・スイカの利用の希望
 - ・同じ時分の運行希望（本庄駅 10:00 11:00 とかに）
 - ・値段を100円にして欲しい
 - ・停留所を分かりやすくして欲しい
 - ・はにぼんシャトルバスへの感謝、激励と存続の希望 等以上の様な意見がありました。

運行計画の見直し等について

1. シャトル便

○定期券の導入（平成27年度第1回協議会における検討事項）について

○運行日の見直しについて

2. デマンド交通

○予約時の混雑緩和策（予約ルールの一部変更）について

【現 行】

利用日の前の週の月曜日から利用日当日

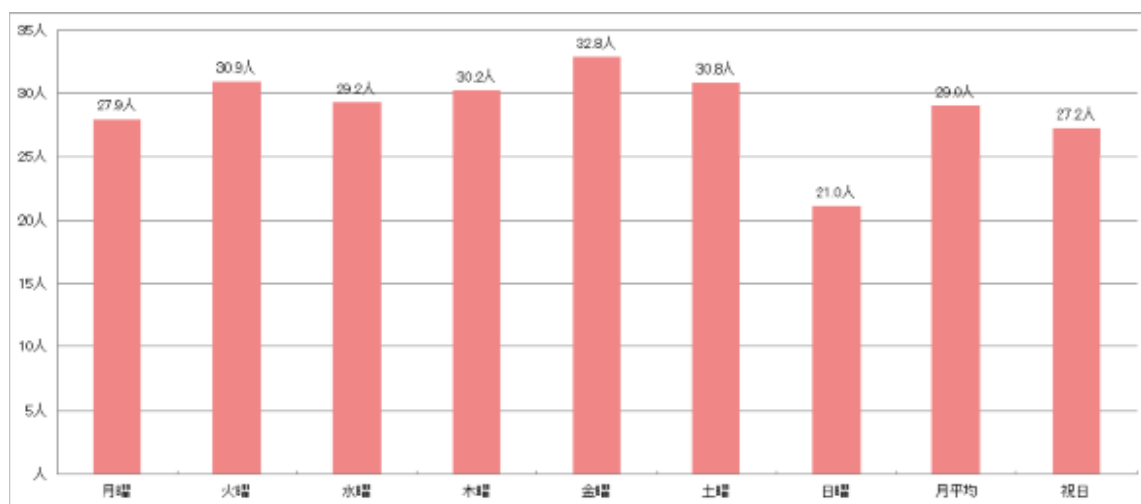
【改正案】

利用日の1週間前（※1週間前が休日の場合は、その翌日）から利用日当日

シャトル便 各曜日の利用者数(H27. 4~H28. 3)

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	月平均	祝日(※)
運行日数	52日	52日	53日	53日	52日	52日	52日	366日	15日
乗車人数	1,453人	1,607人	1,549人	1,601人	1,705人	1,600人	1,094人	10,609人	408人
一日平均	27.9人	30.9人	29.2人	30.2人	32.8人	30.8人	21.0人	29.0人	27.2人

※平日との重複あり



- お 盆 (H27.8.13~8.16) : 26.0人/日
- 年末年始 (H27.12.29~H28.1.3) : 15.8人/日

本庄駅⇒本庄早稲田駅 バス時刻表

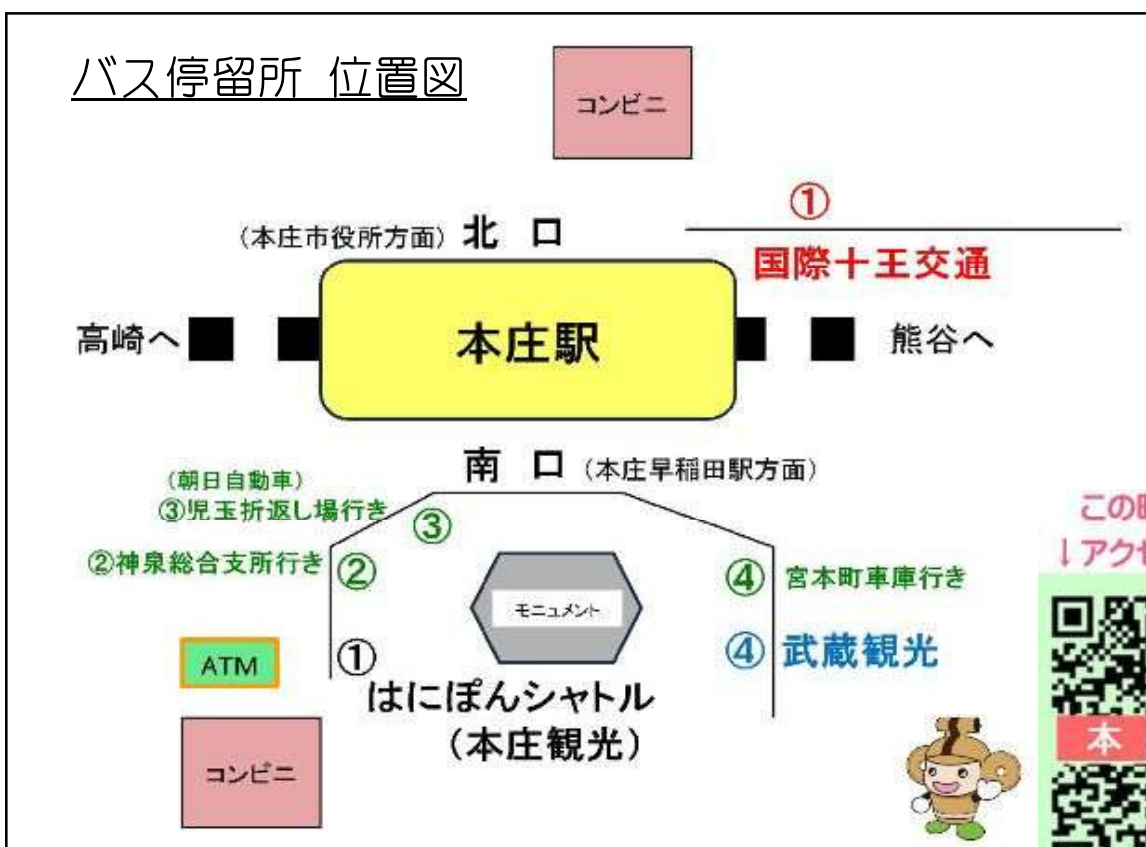
H 2 8 . 4 . 1 現在

黒…はにぽんシャトル/本庄観光(株)
 青…武蔵観光(株)
 赤…国際十王交通(株)

電話:0495-76-4167
 電話:0494-62-2020
 電話:0270-24-3011

本庄駅南口(赤字のみ駅北口)→本庄早稲田駅北口

月～土				時刻	日・祝日			
				7	53			
				8	00			
45	32	10	00	9	00	32	45	50
				10	07	47		
				11	27	45		
				12	07			
				13	37			
57	20	17		14	00	17	20	57
				15	47			
				16	09	27	30	
59	15	07		17	07	59		
47	40	07		18	07	47		
				19				
				20	20			



この時刻表への
アクセスはこちら！

本庄駅発

本庄早稲田駅⇒本庄駅 バス時刻表

H28.4.1現在

黒…はにぼんシャトル/本庄観光(株)

電話:0495-76-4167

青…武蔵観光(株)

電話:0494-62-2020

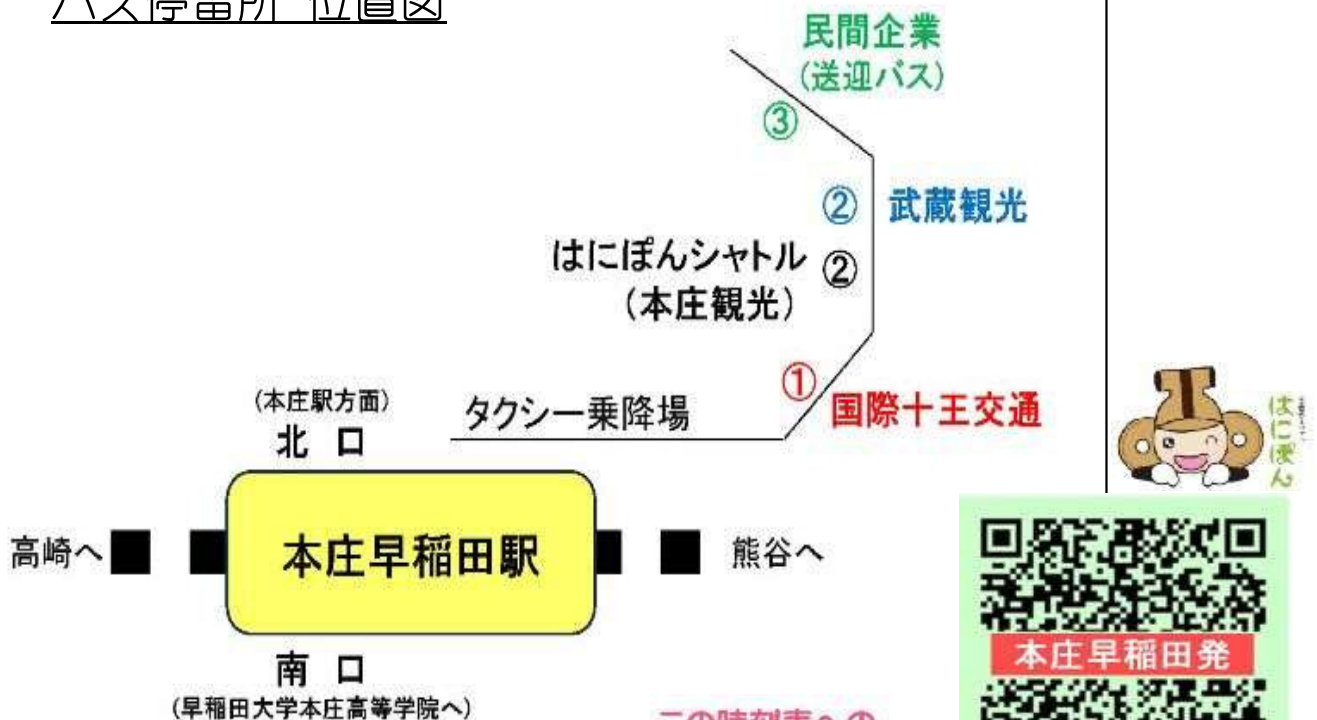
赤…国際十王交通(株)

電話:0270-24-3011

本庄早稲田駅北口→本庄駅南口(赤字のみ駅北口)

月～土				時刻	日・祝日			
				7				30
				8				20
55	50	25	15	9	15	25	50	
				10				30
	50	20	10	11	10	20	50	
				12				
				13				20
40	02	00	00	14	00	02	40	40
	51	45	30	15	30	51		
		50	10	16	10	45	50	
	50	40	35	17	40	50		
				18				30
				19				00
				20				35

バス停留所 位置図



この時刻表への
アクセスはこちら→

本庄市の交通政策における中期的な検討課題について

1. 提案理由

平成25年10月、循環バスに替わりデマンド交通の市内全域への導入、駅間を結ぶシャトル便の導入という、公共交通の抜本的改正を実施した。平成25年3月に策定した本庄市総合交通計画の中で、10年先を目標年次と設定し、運行から5年後、10年後には事業の評価検証を行い、必要な見直しを行うこととしている。

これまで、個々の課題に対して改善は行っているが、市内の交通環境の変化等も生じている。上記計画の策定後3年が経過したことから、現状の把握を行うとともに、中期的な検討課題についてご議論いただきたい。

2. 検討課題

①. 路線バスのあり方

- ・本庄駅～本庄早稻田駅間における運行ダイヤの調整
- ・はにぼんシャトルと路線バスの今後のあり方
- ・運行頻度、路線延伸

②. デマンド交通のあり方

- ・予約方法の抜本的な改善、利用者の満足度向上に向けた取組み
- ・区域内外、市内外等、運行の広域化（地域交通網の形成）

③. 公共交通の利便性の向上、輸送力増強の必要性

- ・デマンド交通の利用頻度の高い停留所間の定期路線化
- ・通勤・通学バス等の公共交通化、高速バス等の乗り入れ
- ・駅前広場等の運用改善、時刻表の共通化・IT化

④. その他

- ・路線バス、観光バス、タクシー等、各交通手段の事業者間の役割

3. 今後の進め方

- 上記2. の検討課題について、次回の交通政策協議会までに、委員各位でご検討いただき、継続的に検討を進めていきたい。また、上記以外で、中期的な検討を要すると思われる議題があれば、ご提案頂きたい。
- 検討課題について、今後の協議会で議論を深め、より良い公共交通のあり方について探っていきたい。